



平成29年1月27日

鴻巣行田北本環境資源組合

管理者 原口和久 様

鴻巣行田北本環境資源組合

新施設建設等検討委員会委員長

原光本



施設整備基本計画の策定等について（答申）

平成28年7月27日付け鴻環資組計第86号にて諮問がありました「施設整備基本計画（案）」及び「PFI等導入可能性調査報告書（案）」については、6回にわたる検討委員会のほか、3回の専門部会を開催して協議してまいりました。

その結果、本委員会といたしましては、別添の「施設整備基本計画（案）」及び「PFI等導入可能性調査報告書（案）」に下記の事項を添えて答申といたします。

記

1 施設整備に係る基本方針について

施設整備に際しては、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定めた基本理念のもと、5つの基本方針に基づき施設整備を進めること。

- ・基本方針1 市民にとって安心・安全で、安定した施設
- ・基本方針2 エネルギーや資源の有効活用に優れた施設
- ・基本方針3 環境に配慮した施設
- ・基本方針4 災害対応に優れた施設
- ・基本方針5 経済性に優れた施設

2 整備する施設の種類及び規模について

整備する施設の種類は、熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源

化施設、ストックヤード及び余熱利用施設とし、その規模も計画に示しているが、整備に際しては、今後も引き続き人口動態及びごみ量の変化等に留意すること。

また、余熱利用施設の整備の在り方については、周辺住民の理解や構成市の市民の福祉の増進等の観点から十分検討すること。

3 ごみ処理方式について

ごみ処理方式については、6つの処理方式から決定することとしたが、業者の選定に際しては、DBO方式によりつつ、技術点、価格点を含めた総合評価方式で公平・公正に評価し、決定すること。

4 公害防止に係る基準値について

新たなごみ処理施設の排ガス及び悪臭については、法令及び条例で定める基準値より厳しい自主基準値を設定するとともに、騒音、振動及び排水についても、法令及び条例で定める基準値を遵守し、周辺への影響を低減させるように努めること。

5 環境学習機能について

環境学習の推進及び環境問題の啓発を図るため、「見る、触れる、学ぶ、考える」をコンセプトに4Rを実践できる多機能スペースを含んだ環境学習機能を整備すること。